

博士学位論文提出要領（課程博士用）

1. 論文提出資格

- (1) 博士課程に2年以上3年未満在学し、修了予定月の末日までに本研究科で定めた修業年限以上在学し、修了に必要な所要科目及び単位を修得見込みの者で、論文提出日までに授業科目10単位以上を修得している者。
- (2) 博士課程に3年以上在学している者で、論文提出日までに本研究科で定めた修了に必要な所要科目及び単位を修得している者。
- (3) 博士課程に3年以上在学し、教育課程を修了したのみで退学し、退学後3年以内の者。（本学学位規則第4条第2項による）

2. 学位論文題目届の提出

■提出期間

上記1. 論文提出資格（1）（2）の者のうち、平成26年3月24日（予定）付けの学位授与を希望する者は、下表の期間に提出すること。それ以外の者及び論文提出資格（3）の者は、学位論文の提出までに提出すること。

専攻	提出期間
言語情報科学 超域文化科学 地域文化研究 国際社会科学	平成25年10月11日（金）～10月18日（金）
生命環境科学系 広域科学 広域システム科学系 相関基礎科学系	平成25年11月11日（月）～11月15日（金）

■留意事項

- 学位論文題目届は、所定の用紙（総合文化大学院係ホームページよりダウンロード可）に指導教員の承認の押印を受けて提出すること。
- 学位記の氏名は、この題目届に記入した氏名を用いるので、**楷書**で正確に記入すること。ただし、外国人学生（漢字を氏名に使用しない者）については、カタカナとする。また、論文、論文の内容の要旨、履歴書及び論文目録に記載する氏名は、この題目届に記入した氏名と完全に一致させること（旧字体などパソコンで入力できないものは事前に総合文化大学院係へ相談すること）。学位記の氏名の表記についての詳細は、下記7. 参照。

3. 論文、論文の内容の要旨及び添付書類の提出

■提出期間

上記1. 論文提出資格（1）（2）の者のうち、平成26年3月24日（予定）付けの学位授与を希望する者は、下表の期間に提出すること。それ以外の者及び論文提出資格（3）の者は、随時提出することができる。ただし、論文提出資格（1）の者が下表の期間までに提出しない場合、学位授与日は本研究科で定めた修業年限を満した月の翌月以降となる。

専攻	提出期間
言語情報科学 超域文化科学 地域文化研究 国際社会科学	平成25年11月18日（月）～11月29日（金）
生命環境科学系 広域科学 広域システム科学系 相関基礎科学系	平成25年12月 5日（木）～12月12日（木）

※ 必ず指導教員の承認を受けてから提出すること。

※ 論文は在学中の者のみ提出できる。休学中の者は提出できないので、事前に復学手続きを行うこと。

■提出書類

- ア) 学位論文提出届 1部 …所定の用紙
- イ) 論文 5部 (正1部、写し4部) …原則としてA4判
- ウ) 論文の内容の要旨 5部 (正1部、写し4部) …A4判
- エ) 履歴書 7部 (署名捺印したもの2部含む) …所定の用紙
- オ) 論文目録 7部 (署名捺印したもの2部含む) …所定の用紙
- カ) 同意承諾書 6部 (正1部、写し5部) …共同研究者又は共著者がある場合

ただし、上記1. 論文提出資格(3)の者は、上記書類の他に学位論文題目届も提出すること。

また、論文提出資格(1)(2)の者で、すでに提出している学位論文題目届の論文題目に変更がある場合は、論文提出の際にその旨申し出ること(学位論文題目届の再提出は不要)。

なお、ア)学位論文提出届、エ)履歴書およびオ)論文目録については、所定の用紙が総合文化大学院系ホームページからダウンロードできる。

■論文及び論文の内容の要旨作成要領

○論文

ア) 日本語及び欧文の場合は、パソコン等を使用し印刷したもの、中国語等の場合は、原稿用紙等に清書又は印書したものを、仮製本以上(バインダー綴不可、背表紙が糊付けされたもの)の装丁にすること。

イ) 分冊となる場合は、論文の背の部分の下部に分冊番号(「1/2」「2/2」など)を付記すること。

○論文の内容の要旨

ア) 日本文又は英文で記入し、縦長・横組とする。

イ) パソコン等を使用し、10ポイント程度の活字で印刷したものとする。ただし、複雑な数式等を含む要旨の場合は、この限りではない。

ウ) 1ページ目の上半分に標題「論文の内容の要旨」と論文題目及び氏名を記入し、下半分から内容の要旨を記載すること。

エ) 日本文の場合は4,000字以内、英文の場合は2,000語以内とし、図表、化学記号等を用いる場合は、明瞭に印刷又は複写し、全体で4ページ以内となるように作成すること。

4. 提出場所 教務課総合文化大学院系窓口

ただし、広域科学専攻の学位論文提出期間最終日は下記のとおりとする。

専攻(系)	学位論文提出期間最終日	提出場所
生命環境科学系 広域科学 広域システム科学系 関連基礎科学系	平成25年12月12日(木)	15-101講義室

5. 受付時間 9:00~16:30(時間厳守)

受付時間を過ぎたもの、書類等が不備なものについては、特段の理由がない限り受理しない。

(注)ここで言う「特段の理由」とは、不慮の事故や災害、法律で指定された感染症等の急な発症など、通常予測不可能であり、かつ本人に責を帰すべき事由のいっさい存在しない場合に限られる。

プリンターの故障や不具合、通常予想できる範囲の交通機関の遅れ、重篤でない病気などは該当しない。なお、「特段の理由」に該当すると思われる場合は、その事実を証明する文書を添付して指導教員に申し出ること。

6. 学位授与後の提出物

ア) 本製本された論文・・・・・・・・・・1部(注)(※超域文化科学専攻文化人類学分野、比較文学比較文化分野及び広域科学専攻の修了者は2部)

(注) 博士論文全文の提出については、下記「博士学位論文のインターネットによる公表について」を参照すること。

イ) 「論文の内容の要旨」・・・・・・・・・・2部

ウ) 「論文の内容の要旨」の電子データ・・・・・・・・・・別紙参照

エ) リポジトリ登録申込書(電子的公開許諾書)・・1部(下記7.参照)

詳細は学位授与決定後に送付する通知で指示する。

7. その他

○「学位申請者(課程博士)のための手引き」の配付時期・方法について

「学位申請者(課程博士)のための手引き(論文の表紙等の作成例、履歴書、論文目録等の記入例及び所定の用紙)」は、**平成25年7月1日(月)以降**、総合文化大学院系のホームページ上に掲載及び教務課総合文化大学院係窓口にて配付するので、学位論文題目届提出期間の前に入手し、**余裕をもって準備**すること。

○学位記の氏名について

学位記の氏名は、学位論文題目届に記入した氏名をもとに作成するため、戸籍簿等の記載のとおり楷書で記入すること。漢字圏以外の国籍をもつ外国人学生は、カタカナ表記となる。なお、旧姓の表記を希望する場合や外国人学生(日本国籍を持つ多重国籍者を含む)で氏名の表記について特段の事情がある場合は、個別に総合文化大学院係の窓口へ相談すること。

外国人学生には、学位記のほかに「学位記の英文による証明状」を発行する。これに表記する氏名は、学位論文題目届に記入した英字(ローマン・アルファベット)表記による氏名をもとに作成する。スペルや姓・名・ミドルネームの順番等も記入したとおりの氏名で作成するため、特に、パスポート等に記載されている氏名と同じ表記を希望する場合は、留意すること。ただし、氏名は全て大文字で表記される。

英字表記による氏名を学位論文題目届に記入する際は、パソコンで入力すること。

○学位論文の電子公開について

東京大学附属図書館において、「東京大学学術機関リポジトリ」が開始されている。このシステムは学位論文等を電子的に蓄積・保存し、さらに本人が希望する場合には、学内外に発信するシステムである。ついては、このリポジトリに学位論文の登録を希望する者は、電子公開について指導教員の承認を得て、学位取得後に「リポジトリ登録申込書(電子的公開許諾書)」と「学位論文の電子ファイル」を教務課総合文化大学院係窓口にて提出すること(詳細な資料は総合文化大学院系のホームページ上に掲載するので、参照すること)。

博士学位論文のインターネットによる公表について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が施行され、平成25年4月1日以降の授与者の学位論文（課程博士、論文博士ともに）から、博士の学位論文の公表として国立国会図書館へ送付していた本製本の博士学位論文が、インターネットの利用による公表になりました。ただし、「やむを得ない事由」がある場合と大学が承認した場合は、博士学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することになります。

本学では、平成25年度学位授与者から、本製本論文の代わりに、博士学位論文の全文のPDFデータを提出していただき、東京大学学術機関リポジトリ（<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>）により公表する予定です。

ただし、超域文化科学専攻文化人類学分野、比較文学比較文化分野及び広域科学専攻修了者は、これまでどおり本製本論文を1部提出する必要があります。

また、インターネット公表としない例外の「やむを得ない事由」の場合でも、全文の閲覧を希望する者があれば対応する必要がありますので、この場合は本製本論文を1部提出していただくことになります。

本学における、全文のデータの提出方法や大学が承認する「やむを得ない事由」の詳細等について、詳細が決定しましたら、あらためてデータの提出等をお願いしますので、あらかじめご承知おきください。

学問と知の倫理について

学問研究は、既成の知識や定説を踏まえながら、自律的な努力を積み重ね、新たな知見や認識、情報を産み出し、そのことによって、科学・技術の進歩と文化の創造に寄与することを目的とするものである。そこでは、研究対象に対する真摯で公平な態度が求められるとともに、従来の、そして他人の研究成果に対する十分な敬意が払われなくてはならない。東京大学大学院総合文化研究科において学問と知の探求に携わる者は、自らの営為に独自性の誇りをもつとともに、謙虚で誠実であらねばならず、創造の真の意味に反する、盗用、剽窃などの行為は、決して許されるべきではない。学問研究には厳粛な倫理が求められることを、教育研究の場においてこそ、ともに強く心に銘記したい。

以上の倫理を遵守する教育精神にもとづき、総合文化研究科では次の申合せをする。

試験等における不正行為、および盗用、剽窃、データの捏造など論文等の作成における学問的倫理に反する行為があった場合、研究科はその学生に対し、当該単位を不合格にするだけでなく、教育会議の議を経て研究科長の命により、それまで取得した単位の一部またはすべてを取消す措置を採ることができる。また悪質と判断された者は、教育会議の議を経て「東京大学学生懲戒処分規程」に基づく処分対象としうる。なお研究科がこれらの措置を採るに際して、学生が不当な不利益を被らないよう、周到な調査を行い、慎重な判断を下すべきことは言うまでもない。

平成22年10月1日 総合文化研究科

附則 この申合せは平成22年10月1日より施行する。